

除染ロードマップの策定について

- これまで、除染については、別添の通り、推進してきているところである。
- 今般、「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成 23 年 12 月 26 日 原子力災害本部決定）が公表された。
- 上記を踏まえ、今後、除染を本格的に推進するに際し、除染特別地域の除染に関する方針、目標、基本的事項のほか、除染等を行う地域、スケジュール等を定める「除染ロードマップ」を作成することとしたい。

除染の推進に向けた今後の展開

(別添)

		平成23年中	H24年1～3月	H24年度	H25年度	
特措法 施行		政省令、ガイドライン策定	適切な運用			
国際 除染 地域	法定 計画 策定	詳細モニタリングの実施	特別地域内除染実施計画の検討・作成			
	モデル 事業	除染モデル実証事業		高線量地域を対象としたモデル事業		
	除染	自衛隊による除染(拠点となる役場)	除染の実施 (インフラ設備を先行的に実施)	本格除染の 開始	除染の実施	成果の活用(随時)
	仮置 場	設置場所等の検討、自治体、住民の方々との調整		設置	搬入	放射性土壌等の搬入(随時)
	市町村 除染 地域	地域指定	個別調査、計画策定、対象地域の検討、自治体、住民の方々との調整		除染の実施	
	仮置 場	設置場所等の検討、自治体、住民の方々との調整	設置		搬入	放射性土壌等の搬入(随時)
体制			福島環境再生事務所発足(60名超) (1月末には、本省及び実員で合計200名超)	人員の増強(200名超) (4月には、本省等と実員で合計400名超)		